

令和3年11月定例会

地域振興対策特別委員会会議録

令和3年12月9日

場 所 第4委員会室

令和3年12月9日（木曜日）

午前10時0分開会

総合政策部次長 矢野慶子
(県民生活・文化祭担当)
総合政策課長 大東 収
中山間・地域政策課長 川端輝治

会議に付した案件

○概要説明

総合政策部

1. 特定地域づくり事業協同組合関連の取組について
2. 地域とともにある高校づくりの取組について

○協議事項

1. 提言について
2. 次回委員会について
3. その他

教育委員会

教 育 長 黒木淳一郎
副 教 育 長 中原光晴
教 育 次 長 児玉康裕
(教育政策担当)
教 育 次 長 黒木 貴
(教育振興担当)
教 育 政 策 課 長 川北正文
高 校 教 育 課 長 谷口彰規
義 務 教 育 課 長 吉田英明
生 涯 学 習 課 長 長尾岳彦

出席委員（9人）

委 員 長 安田厚生
副 委 員 長 有岡浩一
委 員 蓬原正三
委 員 右松隆央
委 員 武田浩一
委 員 山下 寿
委 員 太田清海
委 員 河野哲也
委 員 井上紀代子

欠席委員（1人）

委 員 外山 衛

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長 松浦直康
総合政策部次長 内野浩一朗
(政策推進担当)

事務局職員出席者

政策調査課主査 飛田真志野
政策調査課主査 菊地潤一

○安田委員長 ただいまから地域振興対策特別委員会を開会いたします。

初めに、本日の委員会日程についてですが、お手元に配付の日程（案）を御覧ください。

本日は、執行部を入れ替えての2部制になります。

島根県の特定地域づくり事業協同組合をオンライン視察した際に、委員から、県内の組合設立状況について執行部に説明を求めたいと意見がありました。

制度については、6月の委員会で執行部から説明を受けたところではありますが、本日は、その後の県内の取組状況等について調査する予定です。

まず、第一部は、総合政策部から、特定地域

づくり事業協同組合関連の取組について説明いただき、第二部は、教育委員会から、地域とともにある高校づくりの取組について説明いただきます。

その後、報告書に係る提言及び次回委員会について御協議を頂きたいと思いますが、このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部の入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時4分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

本日は、総合政策部においでいただきました。

執行部の紹介については、お手元に配付の出席配席表に代えさせていただきます。

それでは概要説明をお願いします。

○松浦総合政策部長 総合政策部でございます。

先般、公表されました、令和2年度の国勢調査の結果では、本県の人口は、5年前の平成27年度に比べて、3.1%減少しました。

人口構造から見て、想定された数字であったと思っているところですが、地域によって、それぞれ状況が違っているということは、十分認識をしておくべきであると思っています。

特に、中山間地域におきまして、減少率の高い町村がございます。長期的に人口減少が続いていくということを前提とした上で、暮らしをどうというふうに支えていくのか、産業をどうというふうに守っていくのかという観点は、非常に大事になってきていると考えております。

このような観点の中で、本日は、特定地域づくり事業協同組合関連の現在の取組について担

当課長から御説明させていただきます。

地域をどうというふうにつくっていくのかということにつきまして、御指導いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○川端中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課でございます。

委員会資料の1ページをお願いします。

特定地域づくり事業協同組合関連の取組について御説明いたします。

当制度は、人口のさらなる急減を抑制し、地域の担い手を確保するための新たな枠組みとして、令和2年6月に施行された人口急減地域特定地域づくり推進法により創設された制度です。

制度の特徴は、地域人口の急減に直面している地域において、農業、林業、商工観光業といった、地域産業の担い手を確保するため、季節ごとの労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事する、いわゆるマルチワーカーに係る労働者派遣事業等を行う事業協同組合に対して、行政が財政的、制度的な支援を行う点です。

年間を通しての仕事がないために、安定的な雇用環境や一定の給与水準を確保できないといった、人口急減地域の課題に対処するため、季節ごとの地域の仕事を組み合わせることにより、年間を通じた仕事を創出し、安定した雇用環境と一定の給与水準を確保することで、地域内外から担い手を確保し、地域の維持や活性化につなげることを目的としております。

資料下部の図を御覧ください。

制度概要にありますとおり、対象地域は人口急減地域で、人口規模や人口密度、事業所の数などに照らして知事が判断することになっております。

対象となる団体は、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、対象事業は、マルチワ

ーカーの派遣——労働者派遣事業等となっております。

具体的には、特定地域づくり事業協同組合が地域内の若者や移住者を雇用した上で、農林漁業や製造・加工業、サービス業など、人手不足に悩む多様な業種で、人手不足となる期間を組み合わせることで、通年の仕事をつくり出し、組合員となる事業者等に対して労働者を派遣し、人手不足の解消を図るものです。

労働者派遣事業ですので、派遣先からの利用料金収入を主な収入源とするのが基本ですが、中山間地域においては、都市部と同等の賃金や派遣料を設定することが難しいことから、公費を投入しながら、雇用した人材に一定水準の賃金と安定した仕事を保障するとともに、地域の労働力不足も解消するという制度であります。

公費支援のイメージは、右下の図のとおり、職員の人件費等を含む組合運営費の約2分の1を派遣料金による収入で賄い、残りの2分の1を公費により支援する仕組みとなっております。

公費支援については、市町村の負担とされてはいますが、この負担分のうち、約4分の3は国からの交付金及び特別交付税で措置されることとなっており、最終的な市町村の負担額は、運営費全体の8分の1程度になると見込まれています。

続いて、資料2ページを御覧ください。

組合制度に係る県内の状況について御説明いたします。

(1)の県の取組ですが、昨年度、組合制度の実施可能性の検討及び運営モデル作成のための事業を、西米良村、美郷町、五ヶ瀬町の3町村を対象に実施しました。

手順は、まず、各町村の事業者等にアンケート調査やヒアリングを実施し、各地域の労働力

の不足状況等を調査するとともに、派遣労働者の通年雇用が可能かについて検討しました。

その結果、3町村とも、基幹農業を軸に、4名程度は通年雇用が可能であるとの分析になりました。

参考として、西米良村の通年雇用のモデルを掲載しております。

横の段の①から④は、雇用可能な労働者の数を指しており、各労働者の行に矢印で示している業務が、その労働者が各月に従事する業務を指しております。

例えば、①は、1月、2月は事業者Bでゆずの木の枝整理、3月、4月は事業者Rでゆずの二次加工、5月から10月中旬は事業者Kでカーピーマンの収穫、10月下旬から11月は事業者Bでゆずの収穫、12月は事業者Rでゆずの一次加工といった業務を組み合わせることで、通年雇用が確保できる形となっております。

この雇用モデルを基に、組合の資金シミュレーションを複数パターン想定し、各町村にどの程度の負担が生じるかを試算しております。

各パターンの条件と試算結果は下の表のとおりですが、利用料金は、1時間当たり900円前後として試算しています。パターンによっては、利用料金による収入を増加させるため、1時間当たりの料金を250円から300円増額させて試算しております。

また、組合事務局の運営費として、事務局職員の人件費や備品購入費、光熱水費等を含めて年間780万円程度が必要となると試算し、パターンによっては、組合員が備品や事務所スペースを提供するなどにより、運営費を軽減するパターンを試算しております。

外部から人材を呼び込むに当たって一つの目安となる年収300万円について、より詳しく試算

をしています。

例えば、年収300万円で派遣労働者を4名雇用した場合、平均約713万円の公費負担が必要との結果となりました。この負担額は、国からの財政支援を除いた、各町村が単独で負担すべき持ち出し額であり、毎年度の負担額としては高額となります。

この公費負担を少しでも軽減するための方策として、利用料金に派遣手数料を上乗せするかどうかや、事務所の間借りや備品の提供等により事務局運営費を軽減するようなケースも記載しています。

利用料金を増額し、運営費への支援もある場合——上から5段目の欄は、公費負担額が一番少ない271万円の財政負担であり、先に説明した713万円の公費負担の場合と比較すると、約440万円の公費負担の軽減になります。

以上のとおり、複数の仕事を組み合わせた通年雇用の確保により、3町村における組合の設立は十分可能でした。一方で、組合や市町村が、組合の労働者派遣による手数料収入をいかに増やして、事務局費用などの固定的な支出をいかに抑制するのかを、設立前に十分検討し、事業に参加する組合員から理解を得ておくことが重要であります。

賃金の水準については、労働者の確保に大きく影響すると考えられるため、安価な給与設定では、労働者が集まらず、事業そのものが成り立たない可能性があります。

資料の3ページをお開きください。

本年度の当初予算におきまして、市町村における組合設立に向けた準備・調整等の取組を支援するため、市町村等が実施する説明会の開催や先進地視察、広報資料作成等の業務に係る費用を補助する事業を設けています。

続いて、(2)の市町村の状況についてです。

総務省が実施した意向調査によりますと、組合設立の意向があると答えた県内の市町村は、諸塚村のみで、先行事例等を参考に活用の可能性を検討するなどとしているのは13団体、制度活用の意向なしと回答したのは12団体でした。

組合設立の意向ありと回答している諸塚村に、美郷町、日之影町、五ヶ瀬町の3町を加えた4町村が、地域内における組合設立に向けて、より具体的に検討していると聞いており、当課においても、役場との意見交換や働きかけを行っているところです。

最後に(3)の今後の推進方針です。当制度は、関係する法令が複数あり、各法令の所管組織も異なることから、事業計画の作成に関する相談や内容確認をする際に、手間がかかります。

そのため、当課では、組合の設立に向けて方向性が定まった市町村や事業者を対象に、組合設立に関する行政手続に係る労働局や中小企業団体中央会等の関係者を一堂に集めた連絡会議を主催し、事業計画や収支予算案等に関係者全員で、確認や議論することにより、各地域の組合設立に向けた調整の円滑化を図ることとしております。

また、当制度に対する理解が進んでいない状況がありますので、イにありますとおり、市町村や地域事業者等からの要望により、組合制度に関する説明会等を随時開催することとしています。

最後に、全国の状況について御説明いたします。

(1)の設立に関する意向調査によると、今年度中の認定見込と答えた団体は47団体、来年度中の認定見込と答えた団体は8団体、時期未定だが設立の意向があると答えた団体は24団体

あり、全部で80団体が組合制度の導入を予定していると回答しています。

また、総務省によると、令和3年12月1日の時点で、27組合が都道府県の認定を受けて活動中とのことで、九州では、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県に計6組合が設立されています。

4ページを御覧ください。

最近の組合制度の動向について御報告します。

労働者派遣について規定する労働者派遣法等に基づき、港湾運送業務、警備業務、林業の地ごしらえや植栽を含む建設業務等においては、労働者派遣事業等を行うことが禁じられています。

このうち、林業関係業務については、本年5月の国の通知により、林野庁の事業のうち、トライアル雇用研修を活用することで、一定の条件下において、林業経営体への労働者の派遣——在籍型出向が可能になりました。

在籍型出向とは、出向元と出向先が結ぶ契約により、労働者が出向元と出向先の両方と雇用契約を結び、出向先において勤務する雇用形態です。労働者派遣には該当せず、派遣法の規定する派遣禁止業務の制約を受けないため、出向先の林業経営体において、地ごしらえや植栽を含む林業の業務に従事することが可能となります。

林業の盛んな本県では、この方法を活用し、特定地域づくり事業協同組合への林業事業者の参加や労働者の活用が進んでいくことを期待しているところです。

県としましても、庁内関係課や市町村、宮崎労働局、宮崎県中小企業団体中央会等と連携し、地域内事業者の制度理解に努め、県内における組合設立に向けた検討、議論を促進してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○安田委員長 執行部の説明が終わりました。御意見、御質疑がありましたら、お願いします。

○右松委員 人口急減地域の要件はありますか。

○川端中山間・地域政策課長 都道府県ごとに決めることとなります。過疎法に基づく過疎地域や過疎法で定める過疎地域と同程度に人口が減少している地域、近年の人口動向等を見て、都道府県知事が適当と認める地域で設定するとなっています。

○右松委員 都道府県知事が人口急減地域と認めれば指定できるということでしょうか。

○川端中山間・地域政策課長 基本的には、過疎地域になりますが、近年の人口減少の動向からも指定できます。この法律の趣旨は、年間を通じて雇用がない地域で、地域づくり事業協同組合を起こす制度です。例えば、宮崎市のように年間を通じて雇用があるような地域で組合を設立するのは法律の趣旨に合致するかという疑義があります。

例えば、過疎地域ではなくても、旧宮崎市周辺で、人口が減って過疎的な状況になっているような地域は、指定の対象になり得ると考えております。

○右松委員 この制度は、半分が公費の支援です。例えば設立から組合運営が軌道に乗るまでの後押しとして3年間は公費で支援し、その後は、自走してもらおう、などこの制度の期限はありますか。派遣料金収入だけでは組合運営は厳しいという認識でしょうか。

○川端中山間・地域政策課長 国の財政支援措置は、年限が定められていません。

ただ、組合が赤字を抱えたまま運営されれば、市町村の持ち出しはあります。赤字が膨らんでいくような組合運営は、持続的ではないと考え

ております。

海士町複業協同組合では、社員数は現在6人ですが、人数を少しずつ増やし、20人まで増やしたいということでした。また、組合員になりたいと申出がっている2社については参加を待ってもらっているということでした。

雇用者が増えて、事業規模が拡大すると、組合員も増やしなが、組合の活動規模を大きくすることができ、赤字の基となる組合運営の固定費に当たる事務局職員の負担分の負担割合を下げていくことができ、持続可能な組合運営ができるのではないかと考えております。

○右松委員 この制度は良いと思いつながら、組合運営が持続するのかという心配があります。組合に雇用される人の社会保障の面はどうなっていますか。

○川端中山間・地域政策課長 処遇は、それぞれの組合で異なりますが、無期雇用で人を雇いますので、社会保険や厚生年金、労働保険も加入しなければなりません。

本県の大卒初任給の年収300万円で試算しましたが、その程度の処遇であれば域外から人が入ってくるのではないかと考えています。

処遇の条件をある程度よくしておかないと、人が集まらないと思います。海士町は、年収を240万円から310万円と設定して募集をしていましたが、それでも最初は組合社員を採用するのに苦労をしたということでした。

やはり処遇条件は、組合社員を集める面で大きく影響すると思いますので、処遇条件を十分に整えた状態で、組合を運営する必要があると思います。ただ、その料金設定が組合企業が払う料金に影響しますので、両方の折り合いがつかるところで、料金設定しないといけないと考えています。

○右松委員 外部から人を呼び込むということで、理想としては、例えば家族で移住してもらい、その地域の活性化にもつながることが一番良いと思います。

全国の設定状況を見ると、組合数はそれほど多くないと思います。今後の国の動向が気になる場所ですし、本県では諸塚村が設立意向があるということですから、組合設立の後押しをして、何とか県内でも成功事例をつくってみたいと思います。

○山下委員 市町村の負担額について、市町村の受け止め方はどうですか。

○川端中山間・地域政策課長 昨年度、美郷町と五ヶ瀬町、西米良村でシミュレーション調査をしました。

一番負担額が少ない場合でも270万円程度という数字を見て、持ち出し額が大きいなという感想でした。

毎年度、負担をしないといけないとなると、やはり慎重にならざるを得ないというところが、正直な感想でした。

国の財政措置があっても、そのような感じですので、事業主だけの問題でも役場だけの問題でもなく、事業主と市町村の双方が納得できるようになるまで、話し合わないといけないと思います。

○山下委員 市町村の首長は4年ごとに替わります。公費負担については首長の考えにもよりますので、負担額が少しでも低くならないと、事業者がやりたくても成立しない制度です。事業者がより加入しやすい制度に改善すれば、この制度を活用する市町村が出てくると思います。

私も、この制度はすばらしいと思いますが、公費負担の部分について市町村が受け入れるかが課題だと思います。

○太田委員 2ページの表に3町村の平均負担額とありますが、これは、1市町村の負担額ですか。

○川端中山間・地域政策課長 1自治体の負担額が271万円になります。

○太田委員 派遣職員数というのは、マルチワーカーのことですね。

○川端中山間・地域政策課長 マルチワーカーとして雇い入れる職員数です。この人数以外に、事務局を担う事務局長や、事務局職員が、別途必要になります。

○太田委員 平均負担額について、想定年収200万円で4名採用したときには負担額が422万円、同じ条件で2名採用したときの負担額は483万円になっていますが、2名採用した場合の方が負担額が大きいのはなぜですか。

○川端中山間・地域政策課長 事務局の固定費である事務局人件費等を何名のマルチワーカーで支えるかということで考えると、2名で支えるより、4名で支えた方が負担額が減ります。

○太田委員 できるだけ多くのマルチワーカーが存在していた場合の方が効率的ということですね。

諸塚村が組合設立の意向があるようですので、成功してほしいと思います。

最後の質問ですが、地域の活性化や人材不足の対策として、外国人労働者の雇用促進も政策の一つとしてありますが、この制度との関連はどうなっていますか。

○川端中山間・地域政策課長 外国人労働者や外国人技能実習生については、コロナ禍で入国できないケースが出てきたり、手数料や監理団体に支払う負担金が高くて人材不足を補うために仕方なく制度を活用するなどのケースもあると思います。

外国人材を活用することに比べると、特定地域づくり事業協同組合制度は、事業主の負担額はそんなに大きくないはずですが。通常の支払単価に、手数料分を2割から3割上乘せした金額を時給として払う程度です。

1人を年間雇用して、厚生年金や社会保険などを負担することを考えると、2割から3割の上乗せの負担は、そんなに苦にはならないということで、理解してもらえるのではないかと思います。

○井上委員 人材派遣業の方は、組合員として参入可能ですか。

○川端中山間・地域政策課長 派遣事業を行っている事業者が、事業組合に参加するということでしょうか。

組合員として派遣事業者が参加し、組合が雇った人をその派遣事業者に派遣し、さらに別の事業者に参加することは、二重派遣となり、法律で禁止されています。

○武田委員 今、派遣事業をやっている地域の会社が、派遣事業をやめて、組合員となることは可能ですか。

○川端中山間・地域政策課長 事業者として参加しないといけないので、何の事業をするかによります。

○武田委員 例えば、私が派遣会社を経営して、派遣業をやめて、この組合を設立することは可能ですよね。

○川端中山間・地域政策課長 幾つかの事業者が参加して組合となるので、そのうちの一つの事業所として、何らかの事業をやりながら参加することは、もちろん可能です。

○武田委員 年収300万円を想定して、地元の方や移住者を雇うとします。20代、30代の若い方が移住し、結婚や子育てをしていく中で、当初

の年収300万円が、将来は400万円、500万円に上げていくことはできますか。

○川端中山間・地域政策課長 どうしても制限がある中で事業になりますので、何年も働き続けることは難しいと思います。

海士町複業協同組合事務局長の太田さんは、社員には、転職や独立するチャンスがあれば、自由に行っていいよと伝えているというお話をされていきました。組合にいるうちに、スキルを身につけ、地域で独立してもらうことが、一番すばらしい姿と考えております。

生涯、細切れの仕事をしていくことは、年収も大きく上がりませんし、苦しいと思います。ある程度のところで、ステップアップして起業したり、地域できちんとした企業に就職することを考えていく制度ではないかと考えます。

○武田委員 この制度は、年間を通して長く働ける場所がないからやっているわけです。そういう地域が対象になっています。

企業も、年収200万円、300万円で社員を雇っているが、これ以上の人数を社員として雇うことができないが、忙しい時期だけ人手が欲しくて組合に入るとのことだと思えます。人口減少で地域が小さくなり、企業に勤めるという働き方が難しくなっています。組合をつくる時には、そのあたりの組合や社員の将来像についてもしっかりと考えていただきたいと思えます。

諸塚村の組合設立の動きは、どこまで進んでいますか。今年度中に設立するのか、来年度中には設立できるのか。

○川端中山間・地域政策課長 設立意向はありますが、発起委員会まではできていません。我々も力を入れて支援していこうと思っています。村内の事業者が参加している一般社団法人を母体にして来年の4月ぐらいには組合をつくって

いこうと取り組んでいると聞いています。

○武田委員 設立に向けて、関係団体との調整が難しいということでしたので、県にもしっかりとフォローしていただきたいです。無理をして、来年4月の設立でなくてもいいと思います。他町村に普及するモデルになる組合をつくってもらいたいと思います。

地域の企業は、人を雇いたいがお金がない、社員を年間で雇用するのは難しいという厳しい状況まで来ています。

繁閑期だけ人を派遣してもらえるこの制度は、企業にとって本当にありがたいので、組合設立をしっかりとフォローしていただきたいと思えます。

○山下委員 特定地域づくり事業協同組合として認定について教えてください。例えば、社員5人の事業計画で認定を受けたが、組合運営が好調で、社員を10人、15人にしたいとします。組合の規模が大きくなれば、自治体の公費負担は大きくなると思いますが、事業計画を変更することはできますか。

○川端中山間・地域政策課長 雇用者の人数が増えれば、規模の経済が働いて、負担が少なくなるので、特段の問題はないと思えます。海士町の組合も、1人からスタートして、だんだん増えて6人になってと聞いております。雇う人を集められるかが難しいところだと感じております。

○山下委員 5人ぐらいの規模であれば、町村の公費負担はこれぐらいだから、まあいいかと考えていたのが、組合運営が順調で、社員数が倍になり、そのまた倍になるということがあった場合に、町村はそれでよいのかが心配です。

○川端中山間・地域政策課長 組合の赤字が大きくなっていけば、公費負担が大きくなります

ので、組合が放漫経営にならないように、市町村が監視しておく必要があると思います。

組合の参加者は、民間の方ですので、市町村が財政的に負担できないということであれば、事業をやめてもらう必要もあるのではないかと思います。

○山下委員 組合とすれば、1人当たりの固定費の負担額を下げたため、社員を増やしたいと思いますが、社員が増えた場合に、公費を持ち出す市町村の負担が大きくなることを心配しました。

○右松委員 組合の事務局の役割が大切だと思います。やはり地元の事情に詳しい人が担わないと難しいと思います。

また、組合員と組合社員をマッチングしていかないといけませんし、市町村から400万円、500万円と永続的に公費を受け取る必要があります。組合の事務局を新たにつくることは、労力が必要ですので、例えば、観光協会や商工会などで事務的機能を兼務できるようにできないものか、その辺はどのように考えていますか。

○川端中山間・地域政策課長 事務局費用の負担を軽減することは、組合経営をうまくするための大きな要素だと考えております。

海士町のケースでは、事務局長は、町の観光協会で働いた経験がある方を雇用し、細々したところは、役場の職員が手伝っているということでした。役場に間借りして家賃を軽減し、役場の職員が事務を手伝い、負担が少なくなったということでした。

先日、うちの職員が、全国で2番目に設立した秋田県東成瀬村組合に視察に行きました。その組合は、事務局長は、事業組合に参加している企業の社長が兼務し、事務局職員はパートで雇っているということでした。

ただ、労働局から、労働者派遣法の認可を受けますが、派遣責任者となる人はきちんといないとか、専任で事務をする人がいないといけないとか、いろいろな規定があるそうです。認可の手续も煩雑で、クリアするのが大変だということでした。

制度的には、事務局が組合員の事業所や役場に間借りをすることや、役場職員が事務局に向向して事務局を担うことは可能です。役場職員が組合から派遣される労働者にはなれませんが、いろいろと工夫をしながら、固定費になる住居費の負担を抑えることなどが大事だと考えております。

○右松委員 事務局の運営費用を公費で永続的に出すのは大変だと思います。この制度は、地域活性化につながるよい制度だと思いますので、事務局の負担部分をうまく工夫していただきたいと思います。

○蓬原委員 各地域に既にある組織——例えば地域の農業協同組合が特定地域づくり事業協同組合の認定を受けて、ある課の課長を事務局の専任職員として、組合員となる業者を募って組合運営をすることはできませんか。

○川端中山間・地域政策課長 事務局長を兼務することはできますが、派遣元の責任として、専任職員の割合が低いと、労働者派遣法の認可に影響するかと思います。

派遣責任者として常駐できる方法を担保できれば、いろいろな工夫はできると思いますが、労働局の判断によりますので、分かりません。

○蓬原委員 農業協同組合という一つの看板がありますが、その中にもう一つ、特定地域づくり事業協同組合の看板をつけて、認可されることはできませんか。

○川端中山間・地域政策課長 看板を横につけ

ることは可能と思いますが、農業協同組合の1つのセクションという位置づけは難しいと思います。

○蓬原委員 農業協同組合とは別物として組織するという事です。

○川端中山間・地域政策課長 特定地域づくり事業協同組合を設立する場合は、4者以上の事業者が集まる必要がありますので、農業協同組合単独ではできません。

○蓬原委員 私が言いたいのは、特定地域づくり事業協同組合の核になる組織を農業協同組合が担うとういうことです。農業者や林業者、漁業者、加工業者などに組合員になってもらって組合を設立するという事です。

先ほどから、事務局の固定費の軽減が重要だという話が出ていましたので、役場から職員を事務局へ派遣することと、農業協同組合が事務局職員を雇うことは似ているのではないかと思ったところです。できませんか。

○川端中山間・地域政策課長 農業協同組合が特定地域づくり事業協同組合の組合員として参加することは、もちろん可能です。農業協同組合の建物に事務局を間借りして運営することもできると思います。

○松浦総合政策部長 蓬原委員がおっしゃっているのは、例えば農業協同組合内で、社会貢献で特定地域づくり事業協同組合に取り組もう、農業協同組合が事務局の労をとるし、事務局の人も出す場合ということですね。

複数の事業者が寄り集まって組合をつくることになるので、その労をとるのが役場でも、農業協同組合でも、商工会議所でも、商工会でも可能だと思います。労働局等とも協議をしながら、地域に合わせた形で進めていくことになります。

○蓬原委員 いろいろな方法を研究していただ

きたいと思います。人口が急減となっている状況ですが、人口減少はしょうがない、ではありません。椎葉村や諸塚村は、県内でも一番人口が減っている地域だと思います。

この制度は、人口急減地域が対象となりますので、地域の既存組織を活用するなど、手取り早い方法で、対策を急がないといけないのではないのでしょうか。

また、組合運営を持続するためには、固定費を下げていかないといけないということでしたので、この質問をしたところです。いろいろな方法を研究していただければと思います。

○安田委員長 時間ですので、これで終了します。

執行部のみなさんありがとうございました。
暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前10時57分再開

○安田委員長 続いて、教育委員会においでいただきました。

執行部の紹介については、お手元に配付の出席者配席表に代えさせていただきます。

それでは、概要説明をお願いいたします。

○黒木教育長 おはようございます。教育委員会でございます。本日はよろしく願いいたします。

委員の皆様方には、本県教育の振興につきまして、日頃から御理解と御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

ここからは、座って説明させていただきます。

本日、御報告させていただきます項目について御説明を申し上げます。

お手元にお配りしております、資料表紙の目次を御覧ください。

本日は、「地域とともにある高校づくりの取組について」御説明させていただきます。

内容につきましては、高校教育課長が御説明いたします。

○谷口高校教育課長 高校教育課でございます。

資料の1ページをお開きください。

地域とともにある高校づくりの取組について説明をいたします。

まず、今年3月に公表しました、1の宮崎県立高等学校教育整備基本方針の概要についてです。

(1)はじめにの①にありますように、この基本方針は、令和3年度から10年度までの8年間を通じて目指す、本県高等学校教育の姿を示すものとして策定したものであります。

②にありますように、方針の冒頭に示す内容とし、これから目指すべき学校像として、デジタル化に対応してICT活用を推進し、新しい学びを実現できる学校や地域の人々とともに、将来の地域社会をけん引するづくり手を育成できる学校などの姿を示し、学校の存在意義や社会的役割などのスクール・ミッションの再定義を実施することなどについて示したところであり、

次に、(2)本県高等学校教育を取り巻く現状ではありますが、①にありますように、県内中学校の卒業生数の推移は、令和3年から令和10年までの間は、これまでの減少傾向から一時的に横ばい傾向となり、1万人前後で推移し、令和10年以降は、再び減少に転じることが予想されております。

また、②にありますように、近年、高等学校には、地方創生の核としての役割が期待されており、高校生が地元自治体や企業、大学等と連携して、地域の課題発見や解決に取り組む活動

などの推進が求められている状況等について示したところであります。

次に、(3)の魅力ある高等学校教育の推進では、①高等学校教育の質の向上の項目において、今後、充実や推進を図るべき教育内容や取組として、地域社会との協働による探究的な学びや、ICT活用の推進など、確かな学力を育む教育の充実、人権を尊重し、豊かな心を育む教育、スポーツと学校体育教育の充実、そして、キャリア教育やグローバル化に対応した人材の育成など、多様な人材を育む教育の推進、学校を核とした地域づくりなど、地域と学校の連携・協働の推進、こういった内容を示したところであります。

②の学校等の方向性の項目では、まず、普通科、専門学科、総合学科、定時制・通信制のそれぞれについて、新時代に向けて、今後の方向性や魅力づくり等の方針を示し、中高一貫教育や多様なニーズ、特別な支援を必要とする生徒への対応について、今後の学校づくりの方向性や教育内容の充実などの方針を示したところであります。

続きまして、(4)活力ある高等学校教育の推進では、まず①の活力ある県立高校づくりの方向性として、県立高校の在り方や望ましい規模についての考え方等を示しており、各地域の県立高校の在り方につきましては、生徒にとって、魅力と活力のある教育環境を提供することができるかどうかという視点、地域の持続的成長を支える人材育成の役割を担うという視点を主として、全日制高等学校の望ましい規模の考え方などを総合的に検討するとしたところであります。

2ページになります。

全日制高等学校については、一定の規模を有することが望ましいとし、小規模校の在り方と

しては、学校と地域との連携を深めるなどしながら、地域全体で子供たちの成長を支える環境の充実を推進するとしたところであります。

そして、②各地域の学びの在り方の項目では、県内7地域について、各地域の中学校卒業生数の推移と将来推計、それを踏まえた募集定員の見通しを提示しております。

なお、ここで提示した見通しにつきましては、策定時点の推計に基づくものであり、今後、変化が見込まれるため、最終的な募集定員等は、前年度に確定をすることとしております。

続きまして、2の地域とともにある高校づくりの取組事例について、説明をいたします。

これからの県立高等学校には、地域との連携・協働をより一層強め、地方創生の核となるなどの役割が期待されております。

そういった地域との連携・協働によるモデル的な取組を行っている5つの高校を取り上げて、概要を紹介いたします。

まず、(1)高千穂高校における取組であります。

高千穂高校は、平成31年4月に県立高校として、初めてコミュニティ・スクールを導入した5校のうちの1校であります。

令和3年2月には、西臼杵3町が連携し、高千穂高校の魅力向上に関する取組を推進するため、高千穂高等学校魅力向上推進委員会が設立されたところであります。3町の町長、教育長、中学校の校長等が構成メンバーとなっており、地元地域との強力な連携、協力体制の下で、その支援を受けながら、地域と一体となった高校づくりを進めているところです。

さらに、県教育委員会の事業の一つとして、令和3年3月に高校の中に、ICTまちづくりLABOを開設しました。これはICTを活用

したまちづくりの拠点となる、地域住民が利用できる地域開放型の施設として整備したものであり、オンライン交流会や学習会、研修講座など、地域との連携・協働活動を行う予定であります。

4つ目の丸であります。GIAHS（ジアス）アカデミーであります。これは、高千穂郷・椎葉山地域が世界農業遺産に認定されたことを受けて始まった取組であります。地元高校生が地域の現場で、地域の魅力や課題を発見し、地域活性化について、探究する学習プログラムを展開しており、食べる通信の取材や発行、高校生による、小中学校への出前授業などの取組を実施しております。

次に、(2)門川高校における取組です。

本校もコミュニティ・スクール設置校であり、総合学科における農業系や健康スポーツ系など、各系列の特色に応じて、門川町役場等々と連携し、地域づくり等につながる様々な活動を実施しております。

例えば、食育研究チーム——リコピン隊という名称で活動しておりますが、町の健康長寿課や小中学校、地元農家等と連携し、トマト等の地元産品を小中学校の給食に利用する方法の研究など、地産地消を推進する取組や食育活動に取り組んでおります。

また本校は、九州発のセーフティプロモーションスクール認証校として、地域での防災訓練や防災士の資格講座の開催など、地域と一体となった防災活動にも取り組んでおります。

続きまして、(3)の飯野高校における取組です。

本校もコミュニティ・スクール設置校であります。現在、文部科学省の指定事業である、地域との協働による高等学校教育改革推進事業、

地域魅力型の研究に取り組んでいるところであります。

本校では、これまでも、生徒が地元地域に積極的に出向き、様々な学習活動を行っており、現在は、学校独自の探求学習を構築し、実践型の地域課題解決活動を行っております。

具体的には、3つ目の丸になりますが、1年次の学校設定科目であるえびの学で、地域について理解を深め、2年次から3年次におきましては、学科・コースの特色や生徒の進路等に応じて、地域貢献活動や地域探求活動、地域支援活動の独自の科目を開設し、地元自治体や企業・団体等の協力を得ながら、地域に出向いて活動し、地域の活性化や課題解決の方策を探求する学習に取り組んでおります。

3ページをお開きください。

活動の事例として、地元の温泉街の旅館や市の観光協会と連携して、温泉PRイベント等を実施する、京町・吉田温泉郷活性化プロジェクトや、JR九州等と連携して、乗車イベント等を行う、吉都線活性化プロジェクトなどの取組を行っております。

次に、(4)福島高校における取組です。

本校もコミュニティ・スクール設置校で、串間市や市の教育委員会、経済団体等と包括連携協定を締結し、地域と連携したキャリア教育を行い、地元地域の将来を担う人材づくりを目指した取組を進めております。

また、学校設定科目において、地域創生学や地域創生探求を開設し、医療やまちづくり等の分野に分かれて、串間市の課題を調査し、その解決策を考えてアイデアを提案したり、食をメインテーマに地域の食材を生かした商品開発に挑戦するなどの活動を行っております。

さらに、道の駅くしまのオープンに併せて、

生徒が市内各地を取材して、観光等のガイドを兼ねた広報チラシを作成したり、都井岬の観光交流館と協力して、串間産のかんしょのお菓子を製作し、販売実習をするなど実践的な活動を行っております。

最後に、(5)の宮崎南高校における取組を紹介いたします。

本校は、普通科の大規模校であります。現在、文部科学省の指定事業の地域との協働による高等学校教育改革推進事業や地域魅力化型の研究に取り組んでおり、研究テーマ「産学官連携による人の地域循環教育プログラムの研究開発」の下、地域と連携した探求学習を全校体制で展開をしております。

また、宮崎大学と地域人材育成に関する連携協定を締結したり、宮崎国際大学や宮崎産業経営大学など、県内の大学との高大連携体制づくりに力を入れております。

さらに、地域学Ⅰ・Ⅱの学習では、宮崎の食と農や観光など、各分野の特徴と強みを学び、約30職種の社会人や職業人講師から、実際の仕事の内容等について学ぶ取組も実施しています。

また、具体的な探求活動では、県庁や宮崎市役所、江南病院、JA宮崎経済連など、地元企業や団体等と連携し、地域振興や産業振興、医療・福祉等の研究テーマを生徒が設定し、1年生、2年生全ての生徒が解決策等を提案・発表する学習を行っております。

以上、5校の事例を紹介いたしました。それぞれの学校や地域の特色に応じて、様々な形や内容で、地域と連携した高校づくりの取組が行われているところでございます。

説明は以上です。

○安田委員長 執行部の説明が終わりました。委員の皆さんから御意見、御質疑があれば、お

願います。

○武田委員 教育委員会の指導の下、各校の校長先生が中心になり、地域に根差した特色ある高校をつくっていることが、今日の資料でよく分かりました。

地域の皆様を含め、一生懸命頑張っているやっちゃん、県立高校を地域に残したいという気持ちを感じています。生徒数の減少は、今のところ少し落ち着いて、今後また減少していくということですが、教育委員会としては、各地域に学校を守るために、これからどのようにしていく考えでしょうか。

昔は通学する校区制度があって、例えば普通科高校であれば、地元の高校にしか行けないと言われましたが、人口減少や時代の流れもあり、校区制度は撤廃されました。

私は、生まれた地域で充実した勉強やスポーツができる環境や仲間と一緒に学ぶ環境をつくるのが県教育委員会の務めだと思います。

いま存続している県立高校を守っていくために、県教育委員会は、今後どのように取り組んでいられるかお聞きしたいです。

○谷口高校教育課長 ありがとうございます。

地域の学校を続けていくためには、学校と地域の関わりや、地域にとっての学校の意義を認めていただいた上で、生徒に、その高校に行きたいと思ってもらう必要があります。

これからも、学校と地域の関わりや、学校の特色づくりなどを進めていかなければいけないと思っております。

○武田委員 皆様の努力もよく分かっていますが、実際は、親としては、スポーツのできる子は、スポーツが強い学校に行かせたいし、勉強ができる子には、いい大学や難しい大学に進学できるような高校に通わせたいと思います。

私も今、この年齢になると、勉強だけではないなという思いもありますが、親としては、子供に、勉強ができる子が集まる高校に行かせたいとか、スポーツが強いところに行かせたいという思いもあるわけです。

今は、地域の公立校ではなく、私立の中高一貫校に行かせる家庭もありますし、高校通学のため、親が、早朝や遅い時間に車で子供を送迎している家庭もあります。

教育を取り巻く環境が大変複雑というのは私も重々承知していますが、大抵の家庭は、子供が18歳になる頃までしか、親子が一緒に過ごせないで、その頃までは、朝晩は挨拶をして親子で御飯を食べたり、地域で子供を育てる環境であることが普通だと思います。

もちろん、小学校や中学校を卒業すると同時に親元を離れる地域もありますが、基本的には、生まれた地域の子供と一緒に育ったり、できるだけ長い時間を親子で共有することが本当の教育ではないかという思いがあります。

県教育委員会には、施策的に、ある程度の年齢まで、生まれた地域に子供たちを残すことを考えていただきたいと思っております。

○右松委員 人口減少が進み、中山間地域にとって高校が存続することは死活問題だと思います。

学校は、地域活性化の核になっていると思います。私の母も、宮崎市高岡町の去川小学校に勤務していました。学校をいかに残していくかという点において、私はこのスクール・ミッションの再定義の実施というのは、とても大事なことだと思います。

地域の人々とともに、将来の地域社会をけん引するつくり手を育成できる学校などの求められる姿を示して、スクール・ミッションの再定義を実施していく中で、一度は地域を出てもま

た戻ってきてもらって、自分の子供を自分が卒業した高校に通わせるように循環すると思います。

在学する学校に誇りをもってもらうことも大切なので、例えば福島高校だったら、卒業生に自分の体験を話してもらい、在校生の刺激になってもらおうと、育った地域に戻ってきたいなという思いが育つと思います。そういう好循環をつくっていくことも大事だと思います。

再定義したスクール・ミッションについて、今後どのように実現しようと考えているのか教えてください。

○谷口高校教育課長 スクール・ミッションは、全ての学校で再定義しました。かなり具体的に、その学校の特色や伝統等を引き継いだものとなっており、中学生が進路選択をする際の一つの材料になってもらえればいいと思っております。

卒業生の声を在校生に伝える取組も大事なことでと思います。多くの学校では、春休みや夏休み等に卒業生を招き、在学中にどのように勉強したかやどのように進路を決めたか、今どのような生活をしているかなどを在校生に話をする機会も設けているところです。

右松委員がおっしゃったように、そういった卒業生と在校生のつながりを大事にしていかなければいけないと考えています。

○右松委員 私の住む地域では、地域の人材バンクがありますが、学校でも人材バンクがあったと思います。私は大宮高校を卒業しましたが、在校生にいろいろな話をする人材バンクをつくっていったと思います。

高校を存続させるためには、その地域に子供がいけないわけです。卒業生をフル活用していただき、地元の力を活用して、維持で

きるように取り組んでください。

○山下委員 難しい質問を一つします。

説明を聞いて、学校ですごくいいことをしていただいているなどと思って、感心しました。

今、他の委員が心配していろいろ発言されました。私は児湯郡に住んでいますが、児湯郡は以前は高校が6校ありましたが、川南町、都農町、西都市で1校ずつなくなりました。

川南町の中学校は2校ありますが、私たちの時代は1学年300人、400人いましたが、今は、100人を下回るまで生徒が減り、近いうちに統合される予定です。

県立高校は、今、一生懸命、地域に存続させようとやっていますが、人口減少がますます進めば、統廃合せざるを得ない場面がくると思います。

高校を1校維持するためには、生徒数が最低どのくらい必要か、設定された人数があれば教えてください。

○谷口高校教育課長 前計画では、1校の適正規模は、1学年は4学級から8学級としていましたが、令和3年3月の改訂では、適正規模数は設定せず、一定規模の教育環境に変えました。具体的な数値は出しておりません。

生徒数が激減し、部活動や多様な科目がどうしてもできなくなるということになれば、統廃合を検討せざるを得ない状況もあるかもしれません。現在は、1学年の学級数が一番少ない学校で1学年3学級でございます。

できれば、それを何とか堅持したいというのはございます。そのときの社会情勢や地域の状況もございますので、現計画では、具体的な学級数は、示しておりません。

○山下委員 最近、私立の中学校や高校が増えています。県立も頑張ってください、今の学

校数を維持していただきますように、お願いしておきます。

○太田委員 1ページに学校は、地方創生の核としての役割が期待されていると書かれています。この記述を見たとき、私が高校生だった50年前は、地方創生という言葉もなかったし、自分たちは地方創生の役割を担っているという自覚も全くありませんでした。私が高校で感動した思い出は、微分、積分を習ったとき、こんな計算方法ができるのかと、人間の頭脳や思考に感動し、人として一段階上がったような気分になったことです。

それだけでも、私にとっては、高校教育はすばらしいものでして、地方創生の核としての役割なんて、全く考えなくてもよかったです。

高校は、地方創生の核としての役割を期待されているという考えは、いつ頃出てきたのでしょうか。

私は延岡駅を利用しますが、電車通学をする高校生をたくさん見かけます。それだけでも、高校が地域に存在することは、地方創生に貢献をしていると思います。JRも運賃収入があるので、地方創生に貢献をしていると思います。

土曜や日曜でも、高校生が電車に乗っています。部活動があるからだろうと思います。そういう意味では、高校は、存在するだけで地域の活性化に役に立っていると思います。

高校生も、地方創生の役割を期待されているのは負担感があると思います。勉強も部活もしないといけない、自分たちには地方創生の任務もあるのか、と大変な思いをするのではないかと思います。

○谷口高校教育課長 学校における地方創生がいつ頃かは定かではありませんが、人口減少や高齢化の進展の対策として、平成26年にまち・

ひと・しごと創生法ができた頃ではないかと思っています。定かではございません。

○太田委員 飯野高校のえびの学について資料に記載されています。学校設定科目というのは、数学や英語のような教科と同じような価値で、カリキュラムとして組まれているのでしょうか。

○谷口高校教育課長 学校設定科目は、各学校が、学校の実態や特色に応じて、国語や数学のような規定科目でない独自の教科科目として、名称や内容等を定めることができます。

○太田委員 私たちの特別委員会は地域振興がテーマですから、学校が地域振興に果たす役割について説明していただいたのだと思いますが、今の時代は、こういうところまで求められるようになってしまったのだと、高校生が高校生らしく生きるために、負担感はないのだろうか心配に思いました。

○井上委員 地域から学校がなくなることは、地域にとって、本当に痛手です。

教育委員会には、学校を今のまま存続させるための方法を、しっかり考えていただきたいと思います。

私は、人口動態だけで、学校のありようを決めることには反対です。

総合政策部とは、移住問題をいつも議論していますが、移住者の移住理由の大きなものは、教育です。

沖縄県の人が北海道のある村に多く移住しているそうです。移住理由は、教育ということです。

沖縄県の人が、気候も全く異なる北海道に移住するなどということが起こっています。その町は、今は移住者の受入れをストップするまじになっていきます。

我が県も、地域の人から通いたいと思われる

学校がどのような学校なのかを、戦略的に考えることがとても大事だと思います。

今までは、人生の目標は、大学受験で、いい大学に入って、いい企業に就職して、高い賃金をもらうというものでしたが、コロナ禍で、目標の立て方も変わってきていると思います。東京大学を卒業したからといって、人生が明るいものになるかという、判断が難しいところです。

宮崎県は、人間形成に大変大きな力をもつ環境にあると思います。

私は宮崎市大塚町に住んでおり、西高校や西高校附属中学校ができてからの地域の変わりようを見てきました。

親は、子供の幸せを願って、高校教育を受けさせたいと思っているわけですから、再定義したスクール・ミッションの実現を目指してください。地域から高校は絶対なくさないという決意で、どういう高校であり続けていくのかを、私たちにも分かるように示してください。説明いただいた5校の御努力はよく分かりますが、地域の人には、地域から学校がなくなるのではないかという恐怖感が常にあります。

地域に人を呼び込む対策も考えた上で、地域とともにある高校づくりの取組を、教育委員会挙げて徹底して取り組むことを強く求めたいと思います。

○黒木教育長 ありがとうございます。私も教員として赴任した高校がふるさとになっていると感じております。県内ほとんどの地域に赴任し、その地域、地域で頑張っている方々と出会い、よく話をさせてもらいました。

私は、進学校で教えていた関係上、生徒には、君たちが活躍する場は宮崎県内ではなく、日本や世界で頑張れと言っていました。

はたと気がつくと、教え子たちは周りにほとんどいません。地元で家業を継いでいる教え子や役場で働いている教え子たちに、「ありがとう」や「頑張って」と伝えてこなかったと反省しています。

管理職を10年勤めましたが、常にその反省を念頭におき、ここがふるさとになるのだということ意識して生徒に接してきたつもりです。

学校には、変えてはいけけないものと、時代に合わせて変えないといけけないものがございます。

スクール・ミッションは、なぜこの学校はここにあるのかをみんなで学びましょう、という掛け声の下で始めました。

整備の方針については、基本的には学校をなくさないという方針でございます。そのために、中学生に選ばれる学校として、スクール・ミッションを変えたり、入学者選抜の方法も変えたところです。

委員のお話を伺いながら、高校として、中学生よりも前の小学生にも関わらないといけけないですし、地域の方々の声をもっと聞かなければいけけないというたくさんの学びがございました。委員の御意見も生かしつつ、地域にしっかりと学校を残していきたいと思います。現在、学校の設備等の整備も進めていますが、学ぶ環境も改善させていただきながら、前を向いて進んでいきたいと思います。これからも御指導のほどよろしくお願いいたします。

○安田委員長 時間になりましたので、これで終わります。

執行部の皆さん、どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

午前11時51分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

まず、協議事項（1）の提言についてです。

報告書の作成に向けて、県当局や国に対して、どのような提言や働きかけができるか、整理する必要があります。

これまでの委員会活動の経過については、お手元の資料1、2を御覧ください。

これを踏まえ、報告書に盛り込む提言や内容について御意見を頂きたいと思います。これまで数多くの調査をしましたので、資料をゆっくり見ていただき、次回の委員会で、皆さんから意見を出していただきたいと思います。そのような方向でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それではそのようにさせていただきます。

正副委員長で、報告書骨子（案）を作成し、次回の委員会で提案したいと考えております。御意見がありましたら、次回の委員会までに、随時、正副委員長へお申し出ください。

次に、協議事項（2）次回の委員会についてであります。次回委員会は、1月21日金曜日に開催を予定しております。

次回の委員会では、報告書に向けた検討を行います。これに加え、執行部から説明を受けることもできます。次回の委員会の内容については、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 特にないようでございますので、次回の委員会の内容につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思います。

最後に、協議事項（3）その他であります。委員の皆様から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 次回の委員会は、1月21日10時から行いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後11時56分閉会

署 名

地域振興対策特別委員会委員長 安 田 厚 生

